

ビエール ヴィオ

『農業変革と土地所有』

Pierre Viau, *Révolution agricole et propriété foncière*, 1962.

津守 英夫

今日、フランスの土地制度（土地所有、相続、賃貸借契約等に関する法制度）は、従来の「土地所有権」（*la propriété foncière*）中心体系から「経営権」（*droit d'exploiter*）中心体系へと移行していく傾向を示している。もちろん、このことは「所有権」に比すべき「経営権」なる法的概念が既に明確に確立されているということではない。従来の「土地所有権」中心法制の中に「土地所有権」と対立した「経営権」なる概念が法技術的に導入され、事実上、法制全般の中で優越的地位を占めていく傾向にあるという意味である。これは、「土地所有権」の側からすれば、従来、土地制度の中に占めてきた自己の地位を「経営」という対立的概念の側から制限され、自己の権利内容

の修正を迫られていく過程である。そしてまた、概念形態の次元では、ナポレオン民法典（*Code civil*）以来、この国に培われてきた「土地所有権」に関する伝統的観念の変容を強制されるということでもある。今日のフランス農業における土地問題が「土地所有権」をめぐる原則的論議と対立を伴うのは、土地制度における冒頭の如き志向と関連がある。

このような志向は何に基づくのか、なぜ「土地所有」に関する革命以来の伝統的原則は修正されざるを得ないのか——本書はこれに答えたものであり、しかも、問題の背景と要因を主として革命以後現代に至るフランス国民経済と農業の歴史的構造変化の中に求め、それとの関連から広く法制上の変化を解明しつつ、進んで「経営権」中心体系への全面的移行の合理的基礎を展開した点に特徴がある。

本書は、五部、一三章より構成されている。先ず、本書の展開にそって、私の理解しえた範囲での内容を簡単に紹介してみたい。

一

第一部民法典における全能的所有権¹は一八〇四年の民法典で確立された「所有権」の批判的考察から始められている。著者によれば、今日の土地問題紛糾のすべての根源は「一五〇

年来、われわれの諸制度と精神構造に深くしみ込んだ」民法典にある。

民法典の「所有権」は、あらゆる種類の財産に関する一般的规定として確立されたが、その適用により、同法の個人主義原理とその物質的保証である「所有権」尊重の影響を最も強く受けたのは、いうまでもなく「土地所有」である。それは、一九世紀初頭の国民経済の主要資産形態が不動産であり、中でも土地であったことによる。

「所有権」の一般的適用は、土地所有者に対して、自己の占有地の用益、処分、譲渡の絶対的自由を与え、現物均分相続を制度化し、地主小作関係では、土地所有者としての地主の諸権利を優位的に保証し、その後約一世紀半に及ぶ「所有権」中心の土地制度の基礎が確立された。こうして民法の「所有権」はローマ法的観念における「所有権」と政治的宗教的家族的要素との結合を分離し、これを個人的人格と結合させることによって、封建的土地所有を排除し、農業個人主義確立への道を拓いた点で、法的概念としての歴史的独自性を持ったのである。しかし、今や「所有権」が生れながらにして持たざるを得なかった排他的、個人主義的、抽象的（占有形態の規制に関し資産の固有的性質を無視している）性格は、その後の社会経済的發展の諸傾向と照応しなくなっていると著者は批判する。

二

第二部へ進化の一五〇年、経営の利益に対する所有権の後退は、その後約一世紀半におよぶ立法面に現われた所有権後退の歴史的考察の中心である。一九世紀の資本主義発展に伴う「所有」と「経営」をめぐる法律上の適応は、株式会社設立、企業体法認、对人的諸権利の発展等として、工業面ではいち早く現われてくる。

しかし、農業法におけるこの種の適応が「土地所有権」を制限する様々な立法上の努力として始まるのは、一九世紀末期待に第一次世界大戦後の一連の農業危機を直接的契機とする。著者は、こうした立法上の変化を生んだ主要な要因を、農業構造における集团的性格の発展と、土地制度の伝統的個人主義との矛盾、並びに技術発展に基づく農業経営内部での土地と土地以外の労働手段との比重の変化に求めている。（第1表参照）

次いで、著者は、相続法、小作法、土地政策等さまざまな分野で、直接間接に「土地所有権」を制限する効果を持った諸立法を個別に説明したあと、立法全般の一般的傾向として「土地所有権」中心から農業「経営」中心への傾向的移行を確認し、最後に、その三つの特徴、(1)「経営」という法的概念の形成、(2)経営者の諸権利の規定、(3)土地所有権の後退を指摘している。

第1表 $\frac{\text{資本}-\text{土地}}{\text{資本}-\text{経営}}$ の歴史的变化

1789	$\frac{28}{2.25} = 12.4$	(注) 1. この数字は、本書の著者が J.-C. Toutain, <i>Le produit de l'agriculture française de 1700 à 1938</i> より引用したもの (本書 p. 51) 2. 資本-土地、資本-経営に関する明確な規定がないが、前者は土地価格、後者は固定資本 (含家畜) と考えて差支えない。 3. 単位は10億フラン。 4. なお、P. Fromontによれば、今日、フランスの半分以上の果て、資本-経営は、資本-土地を上回っているという。
1850	$\frac{62.5}{5.5} = 11.3$	
1900	$\frac{65}{7.9} = 8.2$	
1908-1914	$\frac{68}{10} = 6.8$	
1929	$\frac{160}{71} = 2.2$	

民法典では、経営を構成する物的要素 (土地、建物、農具等) は、単に「所有」の対象として把握されていた。初めて経済的単一体 (unité économique) としての「経営」の概念が現われるのは、相続法改正 (共有、優先承継) を認めた一九三八年六月一七日法令 (décret-loi) である。しかし、一定の家族経営維持のための経営資産の細分化防止という同令の社会政策的目的からして、そこでの「経営」概念の規定ははまだ「所有」 (従ってまた家族) と結合した形態で規定されていた。その後、両者を分離したほぼ純粋な規定に到達するのは、一九六〇年農業法 (第七條) である。そこでは、国民経済全体の構成部分としての農業経営の目的が明確化されると共に「土地所有」は「経済的単一体」である「経営」を構成する単なる「要素」として規定されるに至っている。こうして、その法的姿態を自立化してきた農業経営は、かつての「土地所有権」が各種の諸規制下に置かれるのと逆行的に、漸次諸権利を法認されてきている。しかし、いまだ部分的かつ、断片的である。それらは、例えば経営共同化が一方で政策的に奨励されながら、小作農の場合には自由に参加しうる実質的保証を持たないということと、*「土地所有権」* から完全に分離独立して、経営しうる物権 (droit réel) として整合化されるに至っていないというのが著者の観点である。

三

第三部八現制度、その利点と欠陥は、以上のような歴史的変化を事実上受けるに至った現制度の下における経営様式(mode de faire-valoir)の考察が中心である。今日、フランスには、自作(faire-valoir direct)、賃借小作(fermage)、分益小作(métayage)の三様式が存在する。

著者は、まず、フランスにおける経営様式の分布(第2、3表参照)から、フランスの土地所有構造の全体的安定性と、その中に占める自作の不变的優越性を確認した上で、なおそこにみられる変化傾向として、少なくとも、①自作の経営面積における一九二九年以降の漸減、②分益小作の一九四六年(小作法施行)以降の著減、③賃借小作の前二者に代る漸増を全体的に観察できるとし、引き続き、各経営様式毎の考察に移っている。

ここでは、各経営様式のフランスにおける歴史の変遷と、その中で実証されてきた各様式の利点と欠陥がそれぞれ比較検討されている。ここでは、主として、当面する近代的農業への適応という観点から、各経営様式における土地と「経営」の法的諸関係の現状について著者が指摘する問題点に触れておこう。

自作については、経営規模拡大に伴う土地購入資金と必要経営資本との矛盾ということ他に、相經に伴う経営資産純分化

第2表 経営様式別経営分布(1955)

経営様式		経営数	%
自作		1196,423	52.9
賃借小作		389,185	17.2
分益小作		72,024	3.2
混合様式	1. 経営主が建築物を所有する	428,262	20.3
	2. 経営主が建築物を所有しない	114,063	5.1
不明		60,198	1.3
計		2,260,155	100.0

(注) 本書 p. 106 より引用. *Annuaire statistique de la France* 1957

第3表 各経営様式別経営面積の変化(%)

	自作	賃借小作	分益小作
1882 (1)	59.8	27.2	13.0
1929 (2)	60.0	30.0	10.0
1946 (3)	56.0	33.5	10.5
1955 (4)	55.3	38.0	6.3

(注) 1. 本書 p. 107 より引用.

2. (1) *Enquête agricole de 1882*
 (2) *Enquête agricole de 1929*
 (3) *Annuaire de 1952*
 (4) *Annuaire statistique* 1958

が最大の問題であると考えられている。共有、優先承継制度の導入は、細分化防止にそれなりに効果を持った。しかし、根強い慣習の影響、補償金(soules)の負担、それに伴う農業資金の非農業への流出等、なお、合理的経営体の維持継続という点に問題がある。

賃借小作に関しては、現行小作法が問題の中心である。同法は、賃借人に対して、契約更新権、有益賃

還請求権、先買権を保証しているが、しかし現実の賃借関係は、必ずしも法規通りに律せられていない。特に、賃借権に転賃、譲渡がなお禁止されている点、改良投資、共同化等に地主の同意を必要とされている点等、「土地所有権」に対する経営の完全な自立性と、農業の集団的構造の発展に充分適応しうる諸条件をいまだあたえられていない。

分益小作は、賃借小作と全く同じ諸権利の他に、地主取得分は易を超過しえないといういわゆる「三分原則」と、賃借小作への転換権を認められ、分益小作人の法的地位は著しく改善されてきている。しかし「三分原則」が却って逆に地主の投資意欲を抑制するという結果も生じている。また、賃借小作への転換についても、転換後の経営資本の問題とからんで、現実には相当の困難がある。実態的にも、地方的慣習によりその形態は多種多様であり、従ってまたこの様式をめぐる評価も区々であるが、いずれにしても、この様式が前二者と並んで今後発展することは考えられない。

四

第四部八土地制度の整備、その改善と限界は、これまでの歴史的分析と現状分析を背景に、今後の改革の方向の検討に移っている。その場合の一般的基礎を著者は先ず次のように基礎

づける。

元来、法的構造物は、経済的、社会的、技術的、イデオロギー的諸要因の影響によって変化する。土地制度もまたその例外ではない。従前明らかにしてきた、土地制度における「土地所有権」中心から「経営」中心への漸次的移行は、一般的には、近代経済の発展における「経営」の所有に対する優位化傾向並びにその社会化に伴う集団的構造の展開と法制度に残る個人主義的原则との対立に基づく。従ってこの矛盾が存在する限り、今後もこの適応は続くであろう。現在は、この適応における歴史的発展過程の一段階であるにすぎない。

一方、土地制度の現状は、既に明らかなように、当面する農業技術近代化と、農業の集団的構造の展開に完全に適応していない。逆にその硬直性が、農業近代化の阻害要因と化している。従って、土地制度の適応化は、それとして急を要する。と同時に、さらに進んでは、近代農業の展開を積極的に促進する方向に改革される必要がある。しかし、実際には、その修正と改革をめぐる、今日、根強い利害の対立が存在するし、また、土地国有化の如き過激な方向は、フランスの現実にもそぐわない。とすれば、これまでの歴史的傾向に依拠しつつ、先ず当面現状に必要とされる改善と、その限界を具体的に検討する必要がある。

このような観点から、著者は、個別的問題として、再び自作と賃借小作について先に指摘された諸問題を、そして新たに全体的問題として、土地政策をとりあげ、それらの改善の可能性の検討を行なっている。ここでは、とりあえず、土地政策について触れておこう。

フランスの土地政策の体系的基礎が初めて確立されたのは、いうまでもなく農基法においてである。その目的は、近代的農業経営の合理的耕作諸条件を整備するための土地構造全体の改革にあるが、今日、その具体的手段として考えられているのは、交換分合、自発的共同化、SAFER（土地整備・農村建設会社）等である。

著者は、これらの諸方策の問題点に次のように論及する。

元来、交換分合の目的は、農業経営の合理化にある筈である。しかし、実際に事業の対象となるのは、土地所有である。それは、要するに「所有」に属する地片を多大の資本投下により集団化するのみである。従って、この方法では、経済的に有効な経営体を構成できるという具体的保証はない。却って逆に、その負担費用の圧迫が新たな硬直性を生む要因として残る。この改善には、「所有」に手を触れずに経営構造を改革する方法——具体的には、耕地の所有者とは関係なく、その耕作権のみを、耕作者の間で自由に移譲し合う道を開くことである。

同様に、土地整備と農場再組織のための公的介入機関として初めて設立されたSAFERも、土地（所有権）の購入を通じて活動せざるを得ないという制約がある。しかも、購入地の五年以上に亘る所有の禁止は、同社の購入地、再整備農場の賃貸の可能性を事実上制限している。

また、経営の自発的統合により生産単位拡大の機能を果たす経営共同化は、会社形態（民事会社、補充法のG.A.E等）の今後の発展と結合して、土地制度に柔軟性を導入する新しい要素であるが、小作の場合、現行小作法のもとではその適応を制限されている。

以上は、著者がここで論及している諸問題の一端に触れたにすぎないが、要するにそのすべてを通じて著者が指摘するのは、現状に必要とされる「経営」に対する諸々の改善の限界が、いずれも現制度における「所有権」と「経営」との法的関係に原因があるということ、この限界の解決は、結局「経営権」の法認による現行関係の改革に帰着せざるをえないということ、そしてまた、これは、革命以来の土地制度における歴史的变化傾向の発展的帰結であるという点である。

五

第五部「将来の展望、土地所有権から経営権へ」は、これま

での展開で、下その根拠を明らかにされた「経営権」に関する考察に移る。

先ず「経営権」が賃借権と異なるのは、それが物権であることである。「経営権」は耕作者の経営管理に対し、「土地所有権」から完全に分離自立した全面的自由を保証する。一方「土地所有権」は、この「経営権」との関係では、いわゆる虚有権(*la nue-propriété*)と化する。

それは、従来通り譲渡、分割、集積、相続等の自由を持つ。但し、それらの諸行為は単に登記証書(*titres de propriété*)に關係するのみで「経営」体に対しては、なんら影響を持たない。そして「土地所有権」は、土地の自然的効力に基づき適正かつ合理的に算出される土地資本利子を支払われる。

ところで、著者によれば、この「経営権」の確立は、今日の土地問題の殆んどすべてを解決しようという。例えば、賃借人は、賃貸人による解約、取戻しの不安から解放される。相続の場合、経営資産の分割の心配はなく経営承継人は、その経営に關して、共同相続人の意志に束縛される必要がない。また、経営規模拡大、合併、共同化は、土地所有者の意志と関係なく、全く経営的な必要に基づき、経営者間の「経営権」移譲によって行なわれる等々——この権利の確立は、土地制度の硬直性を全体的にしかも決定的に打破する道を開く。さらにまた、この

方向は、いわゆる土地改革に適當想像されがちな「所有権」の強制的取用を伴うものではない。その上、これはフランスの農業の現実と全く新しい事態が現出するわけでもない。今日、パリ盆地の大経営地帯では「経営」と土地所有の關係の中に既に「経営権」の实体が確立されてきている。

但し、この方向への制度的移行には、当然新しい諸問題が提起されてくる。先ず、従来の土地所有者に代って、誰が経営者の選択をするか、それと関連して「経営権」移譲の基準を何に求めるかということである。

著者は、この選択は、適切な公共的機関により、経営者の技術的經營能力の評定を基礎に行なわれるであろうという。現段階における「経営権」の法認は、かつての「所有権」のようにその絶対的自由を認められるわけではない。それは、今日の社会化段階では、当然、社会的要請に従う義務がある。

その他、著者は、移行に予想される官僚化、投機の発生、経営者の資金需要増大等の諸問題にも論及し、今後その対策が慎重に研究される必要があると結んでいる。

六

以上が本書の大要である。
著者の主張する「経営権」の法的確立がフランスにおいて

果して実現されるか否か——それは将来の注目すべき一つの問題であろう。

しかし、一応その成否は別にしても、「経営権」的志向自体は、単なる観念ではないこと、それが現実のある発展に基礎を保持していることは本書によっても明らかである。従つてまた、それが今後のフランス農業の動向、農政の在り方に一定の影響を及ぼしてゆくであろうということも否定できない。

その意味では「経営権」に表象される社会経済的現実とは何かということが、更めて提起されて然るべきである。

いうまでもなく、著者は自らこれを証している。問題は、フランス資本主義の農業問題における歴史的基本的矛盾の現段階的反映として、これをどう受け止めるかということである。但し、これは、フランス農業の発展とその展開をめぐる階級諸関係、農民層分解の動向、地主制の現状とその性格といった諸側面に關する適確な実態的把握を基礎にしてみ、究明されうる課題であらう。それ故、「先ずここでは、一紹介者としての寸評を記すのみで筆を止めたい。」

その一つは、フランスの農業構造政策が、その経営合理化を進める上で、地主問題に当面しているという事実である。この点は、フランスの農業生産に占める小作（主として *fermage*）の比重と並んで、わが国と異なる特徴として指摘されてよい。

題であらう。そして、今日「経営権」に明白に表象されているものは、「経営」体を地主から引き離し、直接にそれを把握しようとする政策的志向である。

その二は、果して「経営権」的志向は、フランスの歴史的な農民的土地所有に対して、いかなる影響をあたえるのかという問題である。「経営権」が「土地所有権」一般に触れるものとして提起されているだけに、この点には特に注目を要する。

元来、農民的土地所有の特徴は、「土地所有権」と「土地利用権」との合体にある。「経営権」の確立は、差し当つては、相続を通じて、二つの権利関係に触れるのみで、その影響は農民家族という狭い枠内に止どまるようにみえる。しかし、例えば、経営の共同化統合化が政策的に促進され、農民経営自体もこれに対応していくとすれば「経営権」への農民の土地利用権の合体化、単なる土地所有者への転化を通じて、次第に二地そのものからの遊離が進行するという事態も予想しうる。

問題は、農民経営に対して、今後いかなる耕作諸条件が保証されていくか、その中で農民自身の目の土地に対する評価がどう変化していくにかかっているといえよう。

附記

(一九六三、一〇、二八)

本評中の相続制度の問題については次の二著を参照された

い。特に後者は、フランス革命以後現代に至るまでの農家相続制度が「経営権」的志向と共にどのように変化していったか、制度自体の変遷とその背景を知る上で、参考となろう。

加藤一郎著『フランスにおける農地相続』（農業総合研究所、研究叢書第五号）

伊藤道保著『フランスにおける農家相続制度の変遷』（農政調査委員会）